

令和元年

第6回赤穂市教育委員会提出議案

日時 令和元年6月18日(火) 午後2時00分

場所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室

赤穂市教育委員会

令和元年第6回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第3号議案	令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書採択について
報告2	平成30年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
報告3	専決処分の報告について
専第4号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第5号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
専第6号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 夏季休業に係る生徒指導について

### 第3号議案

#### 令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書について、別紙のとおり方針決定したい。

令和元年6月18日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

## 令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針

赤穂市教育委員会

### (採択の主体)

第1条 赤穂市立学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

### (採択の基本方針)

第2条 教科書の採択にあたっては、本市児童・生徒の実態を考慮するとともに、隣接地域の同種の学校並びに教育委員会の状況を勘案するものとし、次の各号に掲げるところにより選ぶものとする。

- (1) 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを使用する。
- (2) 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを使用する。
- (3) 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味関心に対する配慮がなされているものを使用する。
- (4) 人権尊重の視点に立った適正なものを使用する。

### (地区協議会)

第3条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定により、兵庫県教育委員会が設定した西播磨所属区域内の各市町教育委員会と共同して、西播磨採択地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

2 地区協議会の規約等は、地区協議会の委員の合議により別に定める。

### (委員)

第4条 地区協議会の委員として教育長、校長、教諭及び保護者代表をあてる。

### (採択の決定)

第5条 委員会は、第3条の地区協議会における協議の結果に基づき採択するものとする。

### (採択条件)

第6条 小学校における、令和2年度使用教科書については、「小学校用教科書目録（令和2年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択する。

2 中学校における、令和2年度使用教科書については、「特別の教科 道徳」を除き、「中学校用教科書目録（令和2年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択するものとする。「特別の教科 道徳」については、令和元年度と同一の教科書を採択する。

3 義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年採択替えを行うことができる。

### (委任)

第7条 この方針に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

### (補則)

第8条 この方針は、令和2年度使用教科書の採択について定めるものとする。

報告 2

平成 3 0 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について

平成 3 0 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について、別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 1 8 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

平成 30 年 度

学校給食会会計歳入歳出決算資料

赤穂市 学校給食会  
赤穂市立学校給食センター

平成30年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算書

(単位 円)

歳入

款 項	目	予 算			現 計	額		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考	
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計		区 分	節 金 額						
1給食費		219,666,000	△ 10,004,000	209,662,000			208,794,066	207,928,114	95,560	770,392			
	1給食費	219,646,000	△ 10,040,000	209,606,000			208,236,557	207,725,763		510,794			
						1園児給食費	28,361,000	28,250,978			133,101		
						2児童給食費	115,270,000	114,471,903			355,419		
						3生徒給食費	65,975,000	65,513,676			22,274		
	2過年度給食費	20,000	36,000	56,000			557,509	202,351	95,560	259,598			
2補助金		628,000	214,000	842,000			817,000	817,000					
	1補助金	628,000	214,000	842,000		1補助金	842,000	817,000					
3繰越金		1,000	455,000	456,000			456,387	456,387					
	1繰越金	1,000	455,000	456,000		1繰越金	456,000	456,387					
4雑収入		25,000	135,000	160,000			178,571	178,571					
	1雑収入	25,000	135,000	160,000		1雑収入	160,000	178,571					
歳 入 合 計		220,320,000	△ 9,200,000	211,120,000			210,246,024	209,380,072	95,560	770,392			

(単位 円)

歳 出

款 項	目	予 算			現 計	額		支 出 済 額	不 用 額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計		区 分	節 金 額			
1給食費		220,271,000	△ 9,200,000	211,071,000			208,763,777	2,307,223		
	1事務費	260,000	0	260,000	1役務費	260,000	243,481	16,519		
2事業費		220,011,000	△ 9,200,000	210,811,000	1需用費	2,660,000	208,520,296	2,290,704		口座振替手数料 243,481
					2原材料費	208,151,000	2,648,124	11,876		消耗品費 2,024,918 印刷製本費 623,206
2予備費		49,000		49,000				49,000		
	1予備費	49,000		49,000	1予備費	49,000	0	49,000		主食費 52,842,024 牛乳費 43,080,159 副食材料費 109,949,989
歳 出 合 計		220,320,000	△ 9,200,000	211,120,000			208,763,777	2,356,223		

収入合計 209,380,072 円

支出合計 208,763,777 円

差引残額 616,295 円(令和元年度～繰越し)



1 学校園別喫食状況一覽表

H30  
(単位 日)

(1) 喫食日数

校 園 名	計 画 日 数	月 別 喫 食 ( 実 績 )												年 間 計	計 画 と の 差
		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
中 学 校	赤 穂	170	10	18	18	10	14	20	18	11	15	19	12	165	△ 5
	赤 穂 西	170	10	19	18	11	14	21	18	12	15	19	12	169	△ 1
	赤 穂 東	170	10	19	18	11	14	21	18	12	15	19	12	169	△ 1
	坂 越	170	10	17	18	11	14	20	17	12	15	19	12	165	△ 5
	有 年	170	10	18	18	12	14	20	17	12	15	17	11	164	△ 6
	赤 穂	182	12	18	20	13	16	22	20	13	15	19	12	180	△ 2
小 学 校	城 西	182	12	18	20	13	16	21	21	13	15	19	12	180	△ 2
	塩 屋	182	12	19	20	13	16	19	21	13	15	19	12	179	△ 3
	赤 穂 西	182	12	20	20	13	16	20	21	12	15	19	12	180	△ 2
	尾 崎	182	12	20	19	13	16	20	20	12	15	19	12	178	△ 4
	御 崎	182	12	20	19	13	16	19	20	13	15	19	12	178	△ 4
	坂 越	182	12	20	20	13	16	19	21	13	15	19	12	180	△ 2
	高 雄	182	11	18	19	13	16	19	20	12	15	19	12	174	△ 8
	有 年	182	12	20	19	13	16	19	20	13	15	19	12	178	△ 4
	原	182	11	20	19	12	16	20	20	13	15	19	12	177	△ 5
	赤 穂	168	5	20	21	9	15	21	21	10	13	19	9	163	△ 5
	城 西	168	5	20	21	9	15	21	20	10	13	19	10	163	△ 5
	幼 稚 園	塩 屋	168	5	20	21	9	15	21	20	11	13	19	10	164
赤 穂 西		168	5	20	20	10	15	20	20	11	13	19	10	163	△ 5
尾 崎		168	5	20	20	10	15	21	21	11	13	19	10	165	△ 3
御 崎		168	5	20	21	9	15	20	21	11	13	19	10	164	△ 4
坂 越		168	5	20	21	10	15	20	21	11	13	19	10	165	△ 3
高 雄		168	5	20	21	9	15	20	21	11	13	19	10	164	△ 4
有 年		168	5	20	21	9	15	19	21	11	13	19	9	162	△ 6
原		168	5	19	21	10	15	20	20	11	13	19	8	161	△ 7
特 支	小学部	179	12	19	21	13	16	20	21	12	15	17	11	177	△ 2
	中高等部	179	12	20	21	13	16	20	21	12	15	17	11	178	△ 1
	センター	186	12	21	21	13	16	22	21	13	15	19	13	186	0

(2) 喫食 延 人員

校 園 名	月				喫				食				延				人			年 間 合 計
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月			
中 学 校	赤穂	3,813	6,336	6,048	3,769	5,267	6,975	6,762	4,145	5,427	3,390	57,991								
	赤穂西	3,218	5,643	5,761	3,540	4,515	6,175	5,804	3,871	4,822	2,908	51,683								
	赤穂東	4,020	6,677	7,113	4,422	5,622	7,817	7,248	4,836	5,822	3,699	63,958								
	坂越	1,580	2,554	2,616	1,754	2,225	2,893	2,688	1,844	2,325	1,534	24,470								
	有年	580	1,011	1,042	708	833	1,102	1,003	696	870	526	9,343								
小 計	13,211	22,221	22,580	14,193	18,462	24,962	23,505	15,392	19,266	12,057	207,445									
小 学 校	赤穂	5,436	8,159	9,079	5,439	7,281	9,844	9,100	5,922	6,721	8,663	81,121								
	城西	4,572	6,830	7,568	4,974	6,056	7,855	7,634	4,963	5,674	4,530	67,860								
	塩屋	6,132	9,709	10,246	6,246	8,206	9,567	10,751	6,656	7,256	6,168	90,724								
	赤穂西	991	1,550	1,653	1,074	1,338	1,613	1,743	929	1,240	986	14,656								
	尾崎	5,250	8,607	8,008	5,690	6,951	8,339	8,734	5,229	6,484	8,115	76,643								
	御崎	3,504	5,846	5,340	3,690	4,607	5,453	5,737	3,789	4,323	5,516	51,297								
	坂越	2,196	3,525	3,608	2,379	2,926	3,410	3,864	2,346	2,730	3,447	32,615								
	高尾	1,177	1,926	1,952	1,367	1,716	1,969	2,140	1,284	1,589	2,017	18,398								
	有年	768	1,280	1,177	821	1,024	1,204	1,270	832	945	1,195	11,284								
	原	693	1,273	1,202	756	1,000	1,237	1,247	789	935	1,189	11,052								
小 計	30,719	48,705	49,833	32,436	41,105	50,491	52,220	32,739	37,897	48,672	455,650									
幼 稚 園	赤穂	655	2,707	2,798	1,181	1,985	2,786	2,782	1,310	1,678	2,457	21,482								
	城西	550	2,236	2,273	963	1,620	2,286	2,188	1,080	1,341	2,007	17,587								
	塩屋	705	2,878	2,991	1,287	2,123	3,419	3,380	1,860	2,062	3,215	25,619								
	赤穂西	140	583	560	280	450	580	570	319	377	556	4,706								
	尾崎	660	2,704	2,643	1,319	1,982	2,787	2,779	1,443	1,650	2,511	21,798								
	御崎	455	1,897	1,911	826	1,380	1,853	1,938	1,012	1,174	1,743	15,102								
	坂越	270	1,113	1,197	570	870	1,160	1,218	638	712	1,107	9,435								
	高尾	175	731	750	317	525	706	735	397	468	691	5,855								
	有年	90	377	384	162	280	359	378	199	224	348	2,964								
	原	65	255	278	130	195	278	270	143	169	251	2,138								
小 計	3,765	15,481	15,785	7,035	11,410	16,214	16,238	8,401	9,855	14,886	126,686									
特 支	小学部	540	855	900	571	720	824	958	547	675	734	7,799								
	中高等部	1,284	1,997	1,852	1,304	1,688	1,933	2,152	1,181	1,605	1,702	17,531								
	小 計	1,824	2,852	2,752	1,875	2,408	2,757	3,110	1,728	2,280	2,436	25,330								
	センター	464	825	849	500	639	892	816	513	609	763	7,342								
合 計	49,983	90,084	91,799	56,039	74,024	95,316	95,889	58,773	69,907	88,353	822,453									

2 実施献立一覧表

(単位回)

献立内容	1学期	2学期	3学期	合計
(1) 汁物	41	53	34	128
(2) 煮物	23	19	13	55
(3) 和え物	43	42	28	113
(4) 麺類	8	6	6	20
(5) 炒め物	14	11	8	33
(6) 蒸し物・ゆで物	18	22	13	53
(7) 焼き物	14	17	14	45
(8) 揚げ物	28	33	18	79
(9) 果物	6	5	3	14
(10) その他	55	41	36	132
(11) パン	16	18	12	46
(12) 米飯	52	56	37	145

### 3 栄養の摂取状況

区分	エネルギー (Kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	鉄 (mg)	亜鉛 (mg)	ビタミンA ( $\mu$ g RE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)
中学校	赤穂市平均	820	30.8	25.9	348	105	3.3	3.8	283	0.77	0.60	32	4.8
	文科省基準	820	30.0	25~30	450	140	4.0	3.0	300	0.50	0.60	35	6.5
小学校	赤穂市平均	663	25.8	28.1	329	88	2.7	3.1	250	0.60	0.55	28	3.9
	文科省基準	640	24.0	25~30	350	80	3.0	2.0	170	0.40	0.40	20	5.0
幼稚園	赤穂市平均	529	21.5	30.1	306	74	2.4	2.5	210	0.47	0.48	23	3.2
	文科省基準	510	18.0	25~30	280	40	2.0	2.0	150	0.30	0.30	15	4.0

※ 脂質の%は、脂質エネルギー比

報告 3

専決処分の報告について

- 専第 4 号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第 5 号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第 6 号 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和元年 6 月 18 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第4号

赤穂市社会教育委員の委嘱について

本市社会教育委員は、令和元年5月31日をもって任期満了につき、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和元年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第5号

赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について

本市公民館運営審議会委員は、令和元年5月31日をもって任期満了につき、その後任として社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和元年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第6号

赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

本市市民会館運営審議会委員は、令和元年5月31日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市民会館条例（昭和49年赤穂市条例第12号）第17条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和元年6月1日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開



その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 夏季休業に係る生徒指導について

(公印省略)  
赤教指第2040号  
令和元年7月 日

学 校 園 長 様

赤 穂 市 教 育 長  
尾 上 慶 昌

令和元年度 夏季休業中における生徒指導について (通達)

生徒指導の根幹は幼児児童生徒理解であり、信頼関係の構築や予防的かつ成長を促す指導に重点を置かなければなりません。日頃の学校園生活において、幼児児童生徒と関わることを通して、人としての生き方の範を示し、多様な価値観に触れさせ、成長を促すことが肝要です。

夏季休業中における家庭生活は、自らの生き方を問い直すよい機会です。また、学校生活を振り返るよい機会でもあります。家庭や地域での安心・安全な環境が確保されるよう積極的に働きかけ、子供との一層の信頼関係を構築する絶好の機会でもあります。

家庭や地域で、子供たちが自律的な生活をするを通過して、2学期以降の生活に明るい希望が持てるよう、自らを振り返り、自分を高める生活設計や目標を設定させることが重要です。

教師による休業後の幼児児童生徒の活動の丁寧な検証は、子供たちの前向きな意欲を喚起する上において非常に重要であります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた事故や問題行動に対する予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

## 記

### 1 夏季休業中の生活に関する指導について

#### (1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が夏季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故や不審者、ネット等による被害を受けないよう気をつけるとともに、事故・事件等に遭遇したときの適切な対応を考えさせる。

## (2) 悩みや問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、休業期間を利用して家庭訪問を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

- 課題を持つ幼児児童生徒に対しては、継続的な家庭訪問等を実施し、課題を共有化するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。
- 家庭訪問等により保護者との情報交換を図るとともに、幼児児童生徒との心のふれあいを通して、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。
- 家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることのないよう努める。

## (3) 地域との連携を深める

地域行事への職員の参加を促す等、学校園から積極的に地域へ足を運び、幼児児童生徒をとおして適切な協力関係を構築する。

- 家族や地域とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。
- 学校園は、地域行事や健全育成関連活動等に積極的に参加し、地域との連携を深めるとともに、地域を巻き込んだネットワークづくりを推進する。

## (4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに運動種目の特性を踏まえ種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休養日を設定し効果的な練習が行われるよう計画実施する。
- 活動中は生徒の体力や能力に合わせ、適切な休憩時間を確保し、十分な水分補給に努めるなど、熱中症対策等に細心の注意をはらう。
- 部活動等において、衣服の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施設等の励行に努める。

## 2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

### (1) 命を大切にす指導の徹底

すべての命の尊さを理解させる指導を行うとともに、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑がわれる場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、適切で迅速な対応をする。

## (2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活の状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

- いじめへの対応については、「いじめ防止基本方針（県教委）」「いじめ対応マニュアル（県教委）」等による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

## (3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為、火遊び等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導に努める。

- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、子供たちが抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 「万引きは犯罪である」という意識を徹底させる。
- 大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）の危険性、違法性について理解させ、使用はもとより、所持しないよう指導する。

## (4) ネット上のトラブルの未然防止

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を介したトラブルや犯罪が後を絶たない。SNS で知り合った相手と簡単に会いに行くことの危険性やネットへの誹謗・中傷の書き込みは犯罪行為であることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用について分かり易く指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
- SNS に他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口を書き込むことは犯罪であることの指導を徹底する。
- ネットの掲示板やSNS 等に「アルバイト募集」などと書き込みにだまされ、振り込み詐欺の「受け子」や「出し子」など、犯罪の片棒を担がされる被害に遭わないよう指導する。

## (5) 家庭への啓発

自分の子供がどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やスマートフォン・タブレット、パソコン等の使用については、家庭で管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、深夜（午後11時～午前5時）に不要な外出をさせない。（青少年愛護条例）
- 海や川などの遊泳や水遊びは、監視員のいる認められた場所で行うように指導する。
- 子供の携帯電話（スマートフォン）使用状況について定期的に確認する。愛護条例の改正により保護者の責任としてフィルタリングの設定や利用に関するルールづくりをするよう強く指導する。
- ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の

使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日をもうけるなどの対応をとる。

#### (6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て健康課、警察、育成センターに速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

#### (7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルが起きないように指導する。
- 不審者等の被害に遭いそうになったら、まず逃げること、大声で助けを呼ぶことなど具体的な方法を指導する。
- 不審者を見かけた、出遭った、被害に遭った場合は、すぐに110番に通報する。
- 「名前聞き出し」と思われる不審電話を受けたときは、一切を拒否し、警察や学校園に連絡するよう指導する。

#### (8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

- 交通ルールの遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
- 自転車安全利用五則を遵守すると共に「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。
  - ・自転車は、車道左側を通行が原則、歩道は例外
  - ・二人乗り、並進の禁止
  - ・ヘルメットの着用
  - ・自転車保険等に加入の義務化 など

令和元年6月第6回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
5/30	木	教頭研修会
31	金	部長会 兵庫県都市教育長協議会(たつの市)
6/1	土	
2	日	
3	月	地域伝統文化保存事業実行委員会 記者懇談会 兵庫県川柳祭赤穂市実行委員会
4	火	政策会議
5	水	学校給食理事会・運営審議会 管理職研修会
6	木	商工会議所との懇談会 赤穂義士会常任理事会・総会 部内会議
7	金	部長会議 防犯協会常任理事会・総会 民主促進協議会理事会 青少年育成推進委員協議会新旧理事会
8	土	小学生陸上大会 「北前船寄港地坂越浦祭り」記念式典
9	日	
10	月	市議会定例会
11	火	
12	水	
13	木	定例校長会 定例園・所長会
14	金	市議会定例会 日本遺産推進協議会
15	土	高校野球親善試合
16	日	
17	月	
18	火	第6回定例教育委員会 総合教育会議